

令和8年度 健康保険料率、子ども・子育て支援金率、介護保険料率について

令和8年2月20日に開催されました第180回組合会において、令和8年度の健康保険料率、子ども・子育て支援金率及び介護保険料率が下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

なお、健康保険料率及び介護保険料率に変更はございませんが、健康保険料率の内訳の基本保険料率及び特定保険料率に変更になりました。

また、**令和8年4月分保険料（令和8年5月末日納付期限分）から健康保険料及び介護保険料に加え、新たに「子ども・子育て支援金」を徴収いたします。**（任意継続被保険者は、令和8年4月10日納付期限分から）

つきましては、令和8年度の保険料負担額表を別途掲載いたしますのでご利用ください。

記

変 更 前				
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	49.0/1000	28.497/1000	20.503/1000	9.5/1000
被保険者	49.0/1000	28.497/1000	20.503/1000	9.5/1000
合 計	98.0/1000	56.994/1000	41.006/1000	19.0/1000



変 更 後					
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			子ども・子育て支援金率 ※令和8年4月分保険料から徴収	介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率		
事業主	49.0/1000	28.774/1000	20.226/1000	<u>1.15/1000</u>	9.5/1000
被保険者	49.0/1000	28.774/1000	20.226/1000	<u>1.15/1000</u>	9.5/1000
合 計	98.0/1000	57.548/1000	40.452/1000	<u>2.30/1000</u>	19.0/1000

※基本保険料率に含まれる調整保険料率は、1.270/1000から1.300/1000へ変更になりましたが、納付いただく健康保険料の額に変更はございません。

<保険料率の適用について>

- ・事業所(強制被保険者)分は、**令和8年3月分保険料** から適用（令和8年4月末日納付期限）
- ・任意継続被保険者分は、**令和8年4月分保険料** から適用（令和8年4月10日納付期限）